

令和3年第3回
稲敷・龍ヶ崎地方3組合
経営検討委員会会議録

令和3年9月30日 開会
令和3年9月30日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

令和3年第3回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会

と き 令和3年9月30日（木）午後3時

ところ 龍ヶ崎地方衛生組合議場

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 協議事項

(1) 構成市町村議会等への説明の顛末について

(2) 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（素案）について

(3) 共通経費の削減について

(4) 3組合統合の手法，新組合の名称，新組合事務所（事務局・消防本部）の場所について

(5) ごみ処理の広域化について

(6) 今後のスケジュールについて

(7) その他

4. 閉 会

1. 稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会出席者名簿

岡野	功	龍ヶ崎市	企画課長
富塚	祐二	龍ヶ崎市	財政課長
渡辺	一也	龍ヶ崎市	環境対策課長
柳田	敏昭	牛久市	政策企画課長
木村	光裕	牛久市	廃棄物対策課長
彦坂	哲	取手市	政策推進課長
中村	有幸	取手市	財政課長
石塚	幸夫	取手市	環境対策課次長
川上	叔春	利根町	政策企画課長
蜂谷	忠義	利根町	財政課長
飯田	喜紀	利根町	生活環境課長
北澤	雅志	河内町	企画財政課長
仲代	直人	河内町	都市整備課長
濱田	好洋	稲敷市	企画財政課長
根本	和伸	稲敷市	環境課長
菅野	眞照	美浦村	企画財政課長
飯田	和徳	美浦村	企画財政課長補佐
笹倉	英雄	美浦村	生活安全課長
糸賀	昌士	阿見町	政策企画課長
黒岩	孝	阿見町	財政課長
村山	幸二	阿見町	廃棄物対策課長

1. 3組合事務局

龍ヶ崎地方衛生組合

荒井	久仁夫	事務局	局長
杉山	晃	事務局	次長
風見	光三	参事兼	総務課長
木村	哲	施設	課長
浅野	大樹	総務課	主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁谷	明宏	事務局	局長
斉田	典祥	事務局次長兼	管理課長
坪井	智彦	主査兼	管理係長
坂本	操	消防	長

永 井 貴 史 消防次長兼総務課長
龍ヶ崎地方塵芥処理組合
小 杉 茂 事務局 長
古 手 憲 夫 事務局 次 長
松 本 毅 参事兼施設課長
岩 橋 勇 生 総 務 課 長
岡 野 恵 之 総 務 課 長 補 佐

午後 3 時 0 4 分開会

○風見参事兼総務課長 本日は、どうもお疲れさまでございます。

それでは、ただいまから令和 3 年度第 3 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合経営検討委員会を開催いたします。

まず、本日の資料の確認をいたします。

資料につきましては、今週 27 日にメールで送信をさせていただきまして、本日お持ちいただいているものが全てでございます。

まず、本日の会議次第。

次に、出席者名簿ということでお送りしたんですが、ただいま本日配ったもの、こちらが本日の出席者になります。若干変わっていると思います。

続きまして、資料 1 ということで、顛末書というものがございます。こちらは、構成市町村の議会の中で説明を行った際の顛末になります。こちらが資料 1 です。

資料 2 が、こちら稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化（新組合設置）計画に関する質問及び意見ということで、A 4 横のもので 6 枚組になっております。

次に、資料 3、統合・複合化に伴う削減効果についてということで、こちら 7 枚組、A 4 横のものでございます。

続きまして、資料 4、3 組合の統合・複合化について（統合の手法、新組合の名称、新組合の事務所）となっております A 4 縦のものが、こちら 2 枚組です。こちらが 1 部です。

資料 5 といたしまして、ごみ処理の広域化についてということで、こちらは 4 枚組ですね。こちら 4 縦のものになります。

続きまして、資料 6 ということで、3 組合の統合に向けた今後のスケジュールについてということで、こちら 4 縦 2 枚組のものです。

そのほか、新しい稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化の新組合設置計画の冊子ですね。こちらは、前回の委員会から修正を加えたものをお送りしております。

資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思いますが、荒井委員長に議長をお願いいたします。

○荒井委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 協議事項の1です。構成市町村議会等への説明の顛末についてです。

前回、7月21日の3組合経営検討委員会の後、7月後半から8月にかけて、構成市町村議会へ、3組合統合の説明を、新組合の骨子案の概要版を使い実施いたしました。その際は、日程調整等に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。また、全ての市町村ではございませんが、説明依頼を頂きました市町村の環境部門の課長さん方にも、同じ内容で説明をさせていただいたところではあります。

今回は、そこで出た意見をまとめたものを資料として配付をしておりますので、その内容について確認をしていきたいと思っております。

○風見参事兼総務課長 それでは、構成市町村等への説明の顛末についての御説明をしたいと思います。

資料の1を御用意いただきたいと思っております。

前回、7月21日の3組合経営検討委員会の後、7月26日から8月23日の期間において、各市町村のほうにお邪魔をさせていただきまして、3組合の統合について、新組合骨子案の概要版を使いまして御説明をさせていただきました。その際に頂いた御質問や御意見を、こちらの顛末書にまとめてございます。質問とそのときの回答につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、多く出ました質問について御説明したいと思います。

まず、構成市町村議会のほうからの御質問ですが、まず、統合のメリットということで、圏域住民のメリットや具体的な経費の削減についての質問が多くございました。

また、分担金はどうなるのかといった御質問や複合的一部事務組合となることで、関わらない事務に関する案件の議決方法についての御質問もございました。

この点、3組合統合の件に関しましては、都度、市町村の議会のほうへも報告をしてほしいといった御意見もございましたので、節目節目で御報告させていただきますという回答をしております。

続きまして、7ページからになりますけれども、市町村環境部門さんへの御説明後に頂いた御質問や御意見についてでございますが、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化をこの計画に入れた経緯についてや、広域・複合化プロジェクトチームの設置時期などに関する御質問が多くございました。

9ページ以降につきましては、茨城県の資源循環推進課及び市町村課のほうへお伺いした際の顛末になっておりまして、ごみ処理の広域化につきましてや組合統合に係る手続などについて御説明をいただいた内容になっております。内容につきましては、後ほど御確認いただければと思います。

資料1については以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明にありましたように、様々な御意見がありました。これらの

御意見等を踏まえまして、今後も協議のほうを進めてまいりたいと思います。

こちらについては、顛末書の内容の確認ということになります。何か御不明な点等ございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 次に、協議事項の2です。稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（素案）についてです。

今回の会議の開催に当たりまして、冊子の内容についての御質問や御意見等について、事前に質問票という形で提出をしていただきました。

まずは、その質問の内容と回答について説明をさせていただきます。また、今回頂いた御意見を反映し、冊子の修正をしたところもございますので、冊子の修正箇所についても併せて御説明したいと思います。

まずは、質問事項、事前の質問について説明をさせていただきます。

○風見参事兼総務課長 それでは、資料の2をお願いいたします。

今回、事前に質問ということで頂きました16の質問、意見に対しましての回答ということになります。順に説明いたします。

まず、1番目といたしまして、ごみ処理の広域化と斎場事務の複合化とあるが、地方自治法では、広域化と複合化をどう解釈しているのかという御質問でございましたが、この御質問における地方自治法における広域化、複合化の解釈については、申し訳ありません、確認ができませんでした。ですので、今回の計画の中におけるごみ処理の広域化、斎場事務の複合化の解釈についての回答とさせていただきます。

まず、ごみ処理に関しましては、現在、既に塵芥組合において1市2町による共同処理を行っておりますが、3組合の統合後は圏域が4市3町1村に広がり、新組合が行うごみ処理事務に関しては、さらなる広域化を図ることが可能ではないかという観点から、「ごみ処理の広域化」と表現したところでございます。

斎場事務の複合化に関しましては、統合を検討している3組合では、現在、斎場事務を行っておらず、新組合の新たな事務として検討されることとなります。現在、稲敷・龍ヶ崎地域では、直営によるものが1施設、他の組合による運営が2施設の計3施設の斎場が稼働しておりますが、将来的には、その3施設の管理運営についても、統合後の新組合が受け皿となり、新たに共同処理をする事務として位置づけることも可能と考え、「斎場事務の複合化」という表現をしたところでございます。

続きまして、2番です。こちらは冊子のほうが新しくなっておりますので、ちょっとページ数にずれがございます。こちらは28ページとなっておりますが、新しい冊子では33ページになります。

新組合の基本理念ということでございます。稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会設

置要綱第1条にある「事務の効率化及び運営コストの削減その他必要な改善を実施し、3組合の健全で強固な経営体質を構築する」については、基本理念のどこに反映しているのかということでございます。

稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会の設置は、3組合の統合に向けて、統合前の段階から、3組合の事務の効率化及び運営コストの削減その他必要な改善を実施し、3組合の健全で強固な経営体質を構築することを目的としたところでございます。

一方で、冊子、こちら旧ページになりますが、28ページ記載の新組合の基本理念では、3組合統合後の目指すべき姿として、組織の活性化、圏域住民の生活環境の向上、圏域住民の利便性に寄与することなどを掲げているところでございます。3組合の経営検討委員会設置要綱に掲げている事務の効率化及び運営コストの削減その他必要な改善については、新組合において、行財政改革の一環として取り組んでいくこととなりますという回答いたしました。

次に、3番目の質問です。旧冊子では31ページ、新冊子では36ページになります。

表の5-3中の「会計課」は「会計係」と思われるので、修正をお願いしますということです。こちらは、修正をさせていただきました。申し訳ございません。

次に、4番目です。冊子の34ページ、新冊子では38ページになります。

新組合組織機構の3、まとめについてです。クリーンプラザ・龍は、塵芥管理課一つで業務グループと塵芥管理グループの二つを配下に置いているにもかかわらず、なぜ龍の郷・クリーンセンターでは、衛生管理課とし尿処理施設の2課体制になっているのかということでございます。

塵芥の処理施設、クリーンプラザ・龍は、運転管理の業務を全て民間に委託しており、組合職員は施設の維持管理のみを行っています。その一方で、衛生組合の処理施設、龍の郷・クリーンセンターの運転管理業務は、現在も組合職員が直営で行っており、組合統合時点、令和5年4月1日を目標としておりますが、こちらにおいて在職する職員数などを考慮しますと、当分の間は外部委託を行う必要性は生じないものと考えています。

よって、今回掲載の組織機構案では、現在の衛生組合での施設運転管理体制をそのまま維持する形で、維持管理部門の衛生管理課と運転管理部門のし尿処理施設の設置案としたところでございます。

なお、塵芥管理課の業務グループにつきましては、主に場内整備などを行うことを予定しております。

次に、5番目です。34ページ、新冊子では38ページになります。

表の5-8中に企画調整グループとあるが、31ページの表5-3から32ページの表5-5を比較すると、これまで位置づけられていなかった業務を担う新たなグループになると思われるため、設置の狙いや具体的な業務内容についての整理をお願いしたいということでございます。

今回の組織機構案を作成するに当たり、一般的な事務部門の組織をイメージしまして、総務課と企画財政課の設置を検討したものでございます。

企画財政課内の企画調整グループは、こっちの34ページに記載があるように、組合の事業の総合的な企画、実施に係る調整に関する事、組合の各種計画に関する事、システムの導入及び維持管理に関する事を主な分掌事務としておりますが、詳細については、今後の協議の場で御提示させていただきます新組合の行政組織規則で説明したいと考えております。

続きまして、3ページです。6番目の質問です。冊子36ページ、新冊子では40ページになります。

新組合への人員配置に関する基本的な考え方の①ということで、統合により事務部門に配置する職員数は、集約・効率化が図られるのかという御質問です。

人員配置については、今後の協議の場で案を御提示させていただきますが、新組合の行政組織規則に定める各課、グループの分掌事務の量、質によって、適切な人員を判断し、職員を配置することとなります。

今回の委員会でお示しする計画の中では、3組合統合のメリットとして、事務局職員の人員増により、職員採用を抑制することができることから、中長期的には人件費を抑制することが可能となる旨を追記しており、骨子案の職員の任用方針の中でも同様の内容に修正をしております。

したがって、分掌事務の量、質によって適切な人員配置を行うとともに、今後の職員の新規採用を抑制することで、職員数の集約・効率化は図られるものと考えております。

続きまして、7番目です。こちらも36ページ、新冊子では40ページになります。

人員配置に対する基本的な考え方の3から5ということで、広域・複合化推進プロジェクトチームのイメージのところですか。構成市町村職員を、次長職、課長職を含め複数配置するイメージとなっておりますが、その意図はということと、各自治体人員のやりくりが厳しい中で対応は難しいのではということでございます。

広域・複合化推進プロジェクトチームは、3組合の統合後において、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化に関する検討を行うことを予定をしておりますが、実際に検討作業に着手する際には、関係する構成市町村の理解と連携が不可欠になるものと考えます。また、事業に着手し本格化させるには、各種計画の策定や地域住民への説明などが必要となり、その実務経験や地域の特性を理解している構成市町村の職員と組合の職員が、協力しながら業務を遂行していくことが肝要と考えております。

以上の理由から、今回、プロジェクトチームを編成することとしたものでございます。

8番目になります。こちらはページ数36及び46ということで、新冊子では40及び50ページになります。

新組合の組織体制及び職員の給与に関する疑問です。構成市町村及び江戸崎地方衛生土

木組合からの派遣とありますが、その際の処遇をはじめ、将来的に広域化になれば、江戸崎地方衛生土木組合の職員の身分等の処遇においても、龍ヶ崎市役所と同様となれば、構成市町村との格差が大きくなることについて、各方面のコンセンサス形成が難しいのではないかとございます。

広域・複合化推進プロジェクトチームへの構成市町村職員や他の組合の職員の任用についてですが、現時点では、その任用方法や処遇の在り方について、検討はしておりません。プロジェクトチームは、3組合の統合後に設置されることとなりますが、その前段において、ごみ処理の広域化と斎場事務の複合化に対する新組合の意思決定が必要となります。よって、派遣職員の人員や処遇などについては、その手続や意思決定の動向とも関連いたしますが、構成市町村と改めて検討していくことになるものと考えております。

続きまして、9番目です。44ページ、新冊子では48ページになります。

職員の任用、採用方針の3のまとめの部分です。職員総数について、新組合当初は現任数を担保するのは、円滑に統合を進める上でも仕方がないことであると考えています。しかし、45ページにあるように、仮称、新組合事務局人員管理計画を新組合設置の意思決定まで作成しない、あるいは計画の方針も示さないことは、人員総数の抑制という運営コスト削減の根幹を先送りすることになる。削減についての考え方は示すべきであるということをございます。

今回の御質問の内容につきましては、3組合において協議した結果、職員の任用に関しましては、新規採用者を退職者より抑制し、中長期的な視点で人件費の抑制を図る案に、骨子案のほうの修正を行っております。また、当日の委員会において、統合による削減効果をお示しする中で、統合時の削減効果とともに、統合から向こう10年間の人件費の削減案についてもお示しする予定でございます。こちらは資料の3になります。

続きまして、10番目です。49ページ、新冊子では53ページになります。職員給与の地域手当についてということで、続けて、11番の50ページ、新冊子では54ページ、同じ地域手当についての御意見でございます。

まず、10番目のほうです。令和元年10月の管理者等会議で了承を取り付けたとはいえ、自村職員に払えない地域手当を含む分賦金を上納していることについては、個人的には納得はしていない。現在の地域手当の制度上、あくまで勤務地の国基準に基づき手当を給することが原則である。

参考ということで、記載をいただきました。未支給市町村においても、国に対して、地域手当を支給しても特別交付税の削減措置を行わないようになどの要望活動は行っているということで記載いただきました。

続きまして、11番の質問についてを先に説明いたします。地域手当につきましては、非支給の自治体にとっては、支出に当たっての町民や議会説明が非常に困難であることから、前述のオの⑥のみを理由として、行政職職員の水準に消防職職員の水準を合わせて引き上

げるという整理は不十分と考えるということでございます。

こちらにつきましては、地域手当に関する御意見として承りたいと思います。骨子案の地域手当につきましては、県内の一部事務組合に照会し、各組合の現状を把握した上で取りまとめたものでございます。参考資料として、冊子の後半にも掲載をさせていただいております。

なお、指定割合が異なる自治体で構成する一部事務組合において、勤務地となる構成自治体ごとに地域手当の支給割合を変えている組合はなく、同一の割合での支給となっております。

新組合の職員の地域手当に関しましては、今後の人事院勧告の動向を注視するとともに、その財源確保のため、現時点から行財政改革に取り組み、構成市町村とともに、その在り方を検討していきたいと考えております。

続きまして、5ページです。

12番になります。ページ51、新冊子では55ページになります。

新組合設立時に地域手当の率が変わるのは、稲広出身の行政職職員のみという理解でよろしいでしょうかということです。

こちらは、お見込みのとおりでございます。

次に、13番です。ページ52、新冊子では56ページになります。

議員定数についてでございます。議員定数の総数の半数程度を基本としてとありますが、組合に新たな事務が移管された場合を想定すると、40人程度の定数となる見込みである。この定数は7、参考資料の表7-9を見ると、他の組合の2倍になってしまうため、54ページの基本的な考え方の①に整理されているとおり、議会としての機能確保や組合の事務の規模を考慮した上で、他の組合と比較して妥当な定数の検討をお願いしたいということです。

新組合の議員定数につきましては、3組合の議会議員と構成市町村の議会議員との協議により決定されるものと認識しています。

骨子案の中でも、定数を検討する際の参考としまして、資料には掲載しておりますが、最終的には、それぞれの議会内部、さらには議会間での調整と協議を経て決定されるものと考えています。

次に、14番です。70ページ、新冊子では74ページになります。

施設の運転業務の外部委託に関してです。施設の運営を直営か外部委託かの比較検討などは新組合発足後ということであるが、概算レベルでも現在見込めるだけのコストを計算しておかなければ、後から何の工事が発生するから分担金が幾ら増えますなどの話が出てくるのは、構成市町村としては避けたいということでございます。

し尿処理施設のほうの外部委託につきましては、維持管理を全て含めた包括委託ではなく、あくまでも運転管理業務の委託を想定しております。今後の維持管理業務に関しまし

ては、運転管理を外部に委託した場合でも、令和2年度に策定した長寿命化計画などに基
づき執行予算額を積算し、予算化していくこととなります。

続きまして、15番です。73ページ、新冊子では77ページになります。

新組合管理運営システムの構築についてでございます。庶務事務システムなどの導入に
より、最大445人がシステムを利用することを想定し、同数の端末などを準備しようとし
ているのでしょうか。現在の配置台数はどうなのか、確認をお願いしますということです。

庶務事務システムなどの導入の際に使用する端末についてですが、現在3組合とも、こ
の当該システムを導入しておりませんので、対応する端末についても配置はされておきま
せん。

骨子案にも記載がありますように、各種システムについては、新組合設置の意思決定が
正式になされた後、新組合システム導入プランを策定し、優先順位を付して進めることと
しております。そのプラン策定に際しては、構成市町村の御意見を踏まえ、構築費用など
についても様々な角度から検討していければと考えております。

続きまして、6ページになります。

16番です。74ページ、新冊子では78ページになります。

スケジュールに関してです。令和4年6月に、構成市町村議会への議案上程のスケジ
ュールとありますが、その前段階での議会への説明などが必要ではないかと思われま
す。特に結果として、どの程度の統合のメリットがあるのか、特に分担金が安くなるのか否かな
どの説明は必要ではないかという御意見でございます。

本日、当日の委員会におきまして、3組合統合による削減効果についてお示しいたしま
す。こちらは、資料3に沿ってお示しいたします。

また、各構成市町村議会への説明の時期など、今後のスケジュールに関しても、資料6
を使いましてお示しいたします。

質問については以上でございます。

○岡野総務課長補佐 では続きまして、冊子のほう、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複
合化計画につきまして、表紙にも記載していますが、前回の会議から修正した主な箇所につ
いて説明をさせていただきます。

細かな修正したところについては省略させていただきたいと思いますが、下のほうで、
P25から29までにおいて、「中長期的な人件費の抑制」を追記していることと、P48、
(3) 職員の任用、採用方針について、追記、修正をしています。

追記、修正をした内容につきましては、例えば資料2の頂いた意見とそれに対する回答
というところの3ページの6番、統合により事務部門に配置する職員数は集約・効率化が
図られるのかという御意見と、次のページ、4ページの9番、職員の任用、採用方針につ
いて、削減についての考え方は示すべきである、こういった意見を踏まえまして、3組合
のほうで協議を行い、資料のほうの冊子のほうを修正しております。

それでは、資料、冊子のほうの25ページを開いていただきたいんですが、20ページのメリットの一番最後のポチに、こちらのほうは追記しています。「事務局職員の人員増により職員採用を抑制することができることから、中長期的には人件費を抑制することが可能となります」というのを、統合するメリットのの一つとして追記しています。この25ページ以降、26ページ、27ページなど、同様の追記をしております。

また、冊子の48ページを御覧いただきたいんですが、48ページの3のまとめ、③と④のところですが、③のほうでは、以前は「新組合の設置後2年間は職員の新規採用を見送る」としていましたが、2年と限らず、こちらのほうは「当面の間」という形のほうで文言の修正を行っています。

④のほうにつきましては、全文改正のほうしまして、「職員の新規採用は、退職者数より抑制することで職員総数の減員を図り、中長期的な人件費の抑制を図ることとします」という形のほうで、職員の任用採用方針のまとめのほうで修正したところであります。こちらのほうの考え方につきましては、次の議題、3組合の統合・複合化に伴う財政効果についての金額にも反映しているところであります。

冊子のほうの修正箇所の説明については以上となります。

○荒井委員長 ただいま説明をさせていただきましたが、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○根本稲敷市環境課長 冊子の部分について。

○荒井委員長 冊子ですね。何ページでしょう。

○根本稲敷市環境課長 42ページですね。内容についてということではないんですけれども、42ページの5番目ですかね、仮定Aは104ページと書いているんですけれども、前回もページが整合性が取れていなかったんですけれども、こういうのは多分ほかにも出てくると思うので、これ、幹部会議のほうにかける資料だと思いますので、ページの整合性は全部一回チェックしたほうがいいかと思います。

こちら、例えば仮定Aは104ページと書いてありますよね。104ページを開くと違うページが出てきてしまいます。それで104ページ見ていただくと、多分110ページのことを言っているんじゃないかなと思うんです。

つまり、このほかにもそういうページのリンク先が違っているのがあったのではないかなと、前にもあったんですけれども、今回、修正、細かいことで申し訳ないですけれども、なっていないので、まず幹部会議に見せて、これがリンクしていないと、まず、参照の先が違っている場合があるのではないかという話なので、内容については、申し訳ないんですが、ないんですが、これは一回チェックしたほうがいいかと思います。

○荒井委員長 その辺は整合をきちっと取れるように、文字のチェックをさせていただきます

たいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 それでは次に、協議事項の3です。共通経費の削減についてに入ります。

この件に関しましては、これまでの委員会や議会への説明の中でも、御質問が多々あったところ です。

今回、3組合の統合による経費の削減効果ということで、統合時の削減効果と中長期的な視点で捉えた、人件費の向こう10年間の削減見込みについて試算をいたしましたので、資料に沿って説明をさせていただきます。

○坪井主査兼管理係長 稲広組合の坪井と申します。3組合の統合・複合化に伴う共通経費の削減効果について説明いたします。

資料3をお願いします。

1 ページ目が総括で、条件、結果等をまとめており、2 ページ目にグラフとして掲載しております。

3 ページ以降は詳細な部分になりますが、3 ページ、4 ページが、議会・総務費関係の比較となっております。二重線で囲んである部分が3組合それぞれの現行予算で、その右側の新組合の部分が新組合となった場合の想定予算です。現行予算との比較が削減効果となります。議会費につきましては、議員数を仮に31名とした場合で算出した予算となっております。4 ページの下段が、議会・総務費での削減効果額の合計で、約831万円と算出しております。

5 ページをお願いします。上段のところですが、先ほどの削減効果額を市町村ごとに案分した場合の分担金の比較となっております。

そのまま下段の表をお願いします。議会・総務費の削減効果額に人件費を加えて算出した表になりますが、令和5年度から10年間の累計を試算しております。

人件費については、職員の退職に伴う採用の抑制により変動するため、複数のパターンで削減額を比較しております。10年間で退職を迎える予定の総務部門の職員は5名で、①は全く補充をしないパターンで、削減額が最大となります。②から⑤については、職員の削減数を2から3名とし、2名退職時には1名補充し、削減数をならすなどのパターンをつくり、試算しております。

1 ページにお戻りください。

中段の試算結果の部分になりますが、以上の試算結果を基に3組合の統合・複合化後の10年間の削減効果として、約1億8,700万円から約3億2,300万円を見込んでおります。

共通経費の削減については以上になります。

○荒井委員長 ただいま説明がございましたが、何か御質問、御不明な点あれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ

○彦坂取手市政策推進課長 直接この資料とは関わるものかどうかは分からないんですが、現在の総務部門の方の退職に対して補充を少なくするよということで、単純に人件費が向こう10年間でどのくらい減りますという試算だと思います。

これに対して、資料2のほうでも質問で出されていて、例えばプロジェクトチームに関しては今後協議していきますということになるんですけども、最大でプロジェクトチームで、39ページを見ますと、冊子のほうを、例えばこのプロジェクトチーム、各構成市町村から派遣を受けた15人以上の方々の人件費を持つよというところが想定されていないわけですね。組合さんのほうが、例えば派遣された方の人件費を持ちますと。

ですので、この資料3の仮定は、プロジェクトチームは構成市町村が全額人件費を負担するよという前提の下で成り立っている資料というふうに読んでよろしいわけですか。

○荒井委員長 そういうことだよね。

○風見参事兼総務課長 そうです。

○彦坂取手市政策推進課長 ですよ。ですので、この部分を、プロジェクトチームの人件費を組合さんが負担するよというようなことになった場合には、逆に、この形で減るではなくて増えるという可能性も、人数的に考えるとあるというか、そうなるということで読んでよろしいわけですね。

○荒井委員長 このマックス15でしたっけ。

○彦坂取手市政策推進課長 マックス15になるんですかね、ちょっと私もあれですけども。

○荒井委員長 その辺は、あくまでも新組合が統合、これが実現した後に決めるということになりますので、その人件費について、例えば組合でも負担するのか、市町村での負担とするのか、そういった協議については、統合後に改めて構成市町村さんと協議をしていくことになるかと思います。

○彦坂取手市政策推進課長 とは思うんですが、統合・複合化することによって、人件費についてはこのように減らせますという前提でスタートし、実際に統合・複合化した際には、別の業務が発生したのでさらなる人員が必要になりますと、対して、それによって、分担金を含めて負担が、構成市町村さん、かかりますよというような形にもなりかねないのかなというふうに読めてしまうんですが。

○荒井委員長 そこは可能性としては、今後また新たな試算が必要になるかと思いますが、あります。

○彦坂取手市政策推進課長 はい。分かりました。

○荒井委員長 そのほかいかがでしょう。

どうぞ。

○柳田牛久市政策企画課長 分担金比較，5ページなんですけれども，こちらは新組合の経費を現行の支払割合で割っているように見受けられるんですけれども，これはあくまでイメージですよ。今後，分担金支払いについては協議は当然されると思うんですが，現行で，私どもとしてもということで，入っていない塵芥さんの分の経費も均等に割り振られているように見受けられるので，ちょっとその確認なんです。

○荒井委員長 これは単純に……。

○坪井主査兼管理係長 こちらは1枚戻っていただきまして，4ページ目ですね。その一番下段のところ，それぞれの今の三つの組合の議会・総務費の率をこちらで出しております，その率に応じて削減額を案分をしているような形を取っております。その削減額に対して，現在3組合それぞれで使っている分担金の案分方法に応じた分担金計算により，この削減額というのを算出しております。

○柳田牛久市政策企画課長 牛久，塵芥のほうは入っていないんですけれども，同じマイナス5.5%，これ逆算しているだけじゃないですか。

○坪井主査兼管理係長 結果的に率としては同じ率となっているんですけれども，こちらの4ページの塵芥さんで見ると133万円が減額されるというような，ここで算出を出しているんですけれども，この130万円の減額の案分をする際には，塵芥さんの構成市町村，龍ヶ崎市さん，利根さん，河内さんの3市町村で案分するような算出をしております。

○荒井委員長 牛久は入っていない。

○坪井主査兼管理係長 ここは牛久は入っていないです。

○柳田牛久市政策企画課長 入っていないけれども，合計のほうのところでの831万3,000円，これが分担金比較のほうの合計と一致していて，率にすると全然小さくて変わらないということなんです。

塵芥の経費のほうの合計で，新組合のほうの削減される分について，じゃあ，牛久のほうには案分されていないということ。

○坪井主査兼管理係長 塵芥さんの分は，牛久市さんのほうでは案分していません。

○柳田牛久市政策企画課長 していないんですね，これ。

○坪井主査兼管理係長 はい。

○荒井委員長 数字の話になってしまいますので，なかなかちょっと改めて，この数字の内容，ここで確認するというのは難しいところでもあるんですけれども。

では，今言ったことでの回答でよろしいんですかね。

どうぞ。

○菅野美浦村企画財政課長 根本的に，新組合に移行するとき，分担金の計算をしていく流れの中で，今の分賦金，分担金割合を踏襲するという考えでいいと思っていたんですけれども，それでよろしいんですか。

○荒井委員長 はい。

○菅野美浦村企画財政課長 であるなら、今の計算式、みんなが同じ5.5になるということはまずあり得ないでしょうし、この分担金比較表、左上の表に根拠の数字の式を入れてもらえれば、牛久市さんも納得するんじゃないかなと思うんですよ、組合ごとになるので。

○澁谷事務局長 積算に至る数字をね。おっしゃるとおりです。

○柳田牛久市政策企画課長 教えていただければと思います。

○彦坂取手市政策推進課長 これは、全体予算というほうでは、恐らくもともとの今の現状の分担金をある程度反映させて案分されているのかなと思うんですけれども、議会・総務費に関しては、新組合ができた後に議会・総務費はみんな等しく分担しますよというような仕方になっちゃっているんじゃないですか。

○菅野美浦村企画財政課長 それは、いつ、どういう過程で決まったんでしょう。

○彦坂取手市政策推進課長 そういうことを、かなり我々構成市としては、議会・総務費に関しても、例えば取手でいうとし尿しか関わっていませんので、それ以外の部分に関する、議会はともかくとして、議会にしても、ほかの質問なんかを見ていると、例えば関わらない部分についてはこういう形で今後検討というようなところで書かれておりますが、総務に関しては一緒くたに総務費とされて単純に案分されてしまうと、今まで以上の負担をするような形にこの数字からだて読めてしまいますので、議会・総務費に限らず、ほかのあらゆる項目に関して、従前の負担割合だったり、それぞれの組合に加入している市町村の負担割合とかなり詳細に案分して出さないと、それぞれの構成市町村の案分というか、負担金の変化については読み取れないのかなというふうに、ちょっとここまで、これで表現し切れなかった部分というのはあるのかなと思うんですけれども。

○荒井委員長 それでは、分担金については、さっき菅野課長さんに申しましたけれども、今使っている分賦金割合、これを踏襲するという大前提の下で、この削減の数字出してきましたけれども、削減効果、これもう一回、計算式をきちっと出して、各市町村ごとに計算式をつくって、数字を改めて御提示するということがいかがでしょうか。

○菅野美浦村企画財政課長 今、取手市さんが言われたように、恐らく組合のほうの考え方としては、総務部門を一本化しているんだから、総務部門は何らかの比率を出して、それで一本化していきたいと思っています。ですから、そこの計算を今こう考えていますというのを示していただかないと、取手市さんも牛久市さんも、特に取手市さんなんかは衛生だけですから、総務費がどういうふうに自分のところ出されているのかという根拠が明確じゃないと、そこは納得されない、議会も当然納得しないでしょうから、総務部門を一本化することによって全体の経費を抑える、逆の言い方をすると、取手市さんは、この合併が一番効果が薄い市だと私は思っていますけれども、いっぱい関わっている龍ヶ崎なんかは、一番総務費の圧縮が効くところだから、構成比率が低いところほど経費の削減率が下がるっていうことを改めて言うておいていただかないと、今のような話になっちゃいます。

各事業においては、当然セグメント管理ですから、事業費に対してそれに、し尿でいえば、し尿を排出している率で出せばきれいに出来ますけれども、今度、総務部門が一本化して、そこがさっき言ったようになっていったときの、じゃあ、その現状、スタートするときの各市町村の分賦金のどういうふうに総務部門を付加していくのかというのは、一度やっぱり整理されたほうがいいんじゃないかと。

○荒井委員長 その辺の考え方も含めまして、きちっと……。

○菅野美浦村企画財政課長 それにのっとった、今の831万円の割返しにしないとということだと思います。

○荒井委員長 おっしゃるとおりだと思いますので、考え方もきちんと文書で示した上で、もう一度、計算式を各市町村ごとに、その考え方に基づいた計算式をきちっと示して、削減効果も改めて御提示していきたいと思います。それでよろしいですか。

○菅野美浦村企画財政課長 一言だけ最後に、関連すると思いますので。本部をどこに置くかでいうと、じゃあ本部の維持管理をどういうふうに考えているのかになってきますから、それをある組合が本部を兼ねるようになると、計算がややこしくなってしまうから、それもある程度見越した上で計算を進めていかないと、単独の総務部門を単独の本部であれば、そこは全部同じ分賦割合にしますけれども、ある組合が今後、今回の新しい組合の本部にしちゃうと、その資産は今後どうするのか、二つの管理をどうするんですかという話になって、細かい話ですけども、恐らく後で出てきちゃうので、そこら辺も考えながらやるべきだと思います。

○荒井委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○彦坂取手市政策推進課長 さらにすみません、しつこいようで恐縮なんですけど、そうなる、うちは確かに一番関わりが低いので、多くなる、少なくする、両方影響は少ないというのは分かっているのですが、そうなる、その中で示されている削減の根拠となるのか、原資となる部分が人件費だけ、細かいところはいっぱいあると思うんですけど、大きいのは人件費ということになると、プロジェクトチームの人件費をどう見るかによって、それは出来てからですということではなくて、そういったチームをつくり出すということをお示していただいているわけですから、できた場合、シミュレーションとか、仮定で結構ですので、それをどのように負担するのかというところも含めてお示しいただかないと、例えばそこを均等にならして、取手市も総務部門にそれが入るので負担してくださいという、間違いなく現状よりも、うちのお金って増えると思うんですね、単純に。そうなる、当然うちの市町村とか、議会や住民のほうも、そこについては多分納得していただけないかと思うので、プロジェクトチームに関する人件費と費用のかかる場面の取扱いなどについても、もしあれでしたらお示しいただきたいなと思います。

○荒井委員長 可能な範囲で、取りあえずイメージ図ということで、組織図なんかも作っ

ていますけれども、組合設立時点でのプロジェクトチームの人数にも、イメージ図の中で示していますので、そういったところで、その人件費というものが、やはり仮定の話になっちゃいますけれども、ある程度出していければなと思います。

○菅野美浦村企画財政課長 取手市さんは、とにかく上がっちゃうわけですよ、今の考えで行っちゃうと。

○彦坂取手市政策推進課長 そうですね。

○菅野美浦村企画財政課長 それは絶対避けなきゃならないので、このプロジェクトチームに関する人件費は、落とすところは各市町村からの派遣で、スタート。当然、本当に複合化というか、合併するときには、各セクションにも総務部門の人間がいるわけですから、今行っている計算式のこの点が全く狂ってくるというか、ない話になってしまうと思います。

あくまでも3組合の統合に関しては、この外付けの統合人件費は、基本的には取手市さんには、当然ここに関わってこない市町村になるわけですから、総務費に関しても関わらないということは担保してあげないと取手市さんは困ると思うので、そこら辺は、やり方は当然、3組合のスタートのときには、私は決められないと思っています。どういうふうこれからスタートするかも決まっていないわけですから、現状はそれしかないですよ。

ただ、それが総務部門としてこれを組織することによって、新たに負担が増すみたいなことは、先ほど申し上げた今の分賦金の総務部門を計算していく根拠が同じであれば、取手市さんにはかかりませんという説明はできると思いますので、その一連の流れで今のお話をしてあげれば良いと思います。

○荒井委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、そのほかございましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 それでは、協議事項の4、3組合統合の手法、新組合の名称、新組合の事務所、これは事務局と消防本部、これ分けております。その内容について、説明をさせていただきます。

3組合が統合するに当たりましては、どのような手法で統合を行うかによって、その手続の内容や事務量に変化が生じます。また、新組合の名称にも大きく関わってくる部分もあります。

今回、3組合において、県の市町村課さんにも御教示いただきながら、最適な統合の手法などについて協議を進めてまいりました。その内容について説明の後、皆様に御協議いただければと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○風見参事兼総務課長 それでは、稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化について、統

合の手法、新組合の名称、新組合の事務所についての御説明をしたいと思います。

資料の4をお願いいたします。

まず、1ページ目です。こちら1番といたしまして、統合・複合化の手法ということで、3組合が統合・複合化する際の手法についての記載がございます。統合をする際の手法については、3組合を全て解散し、新たな組合を設置するパターンと、2組合のみを解散し、残りの1組合に吸収する形での統合という2パターンを基に協議をしております。

まず、こちらの1ページ目の上の段になりますけれども、こちらが3組合全てを解散し、新組合、新たな組合を設置する場合のフローになります。基本的には、議案等の審査を頂く、県のほうの事前審査ということで、市町村議会に出す前に、茨城県のほうに事前審査をしていただき、その後、市町村議会での議決、その後、また茨城県のほうへ解散の届出であったりとか、新組合規約の改正ですとか、その辺の手続の流れになりますが、この上のパターンでいいますと、事務量が一つ増えるような形になりまして、手続が煩雑化する可能性がございます。また、手続に要する期間が長くなることも想定されるものです。

一方、下の段にあります、2組合を解散し1組合に吸収する場合、こちらの統合の手法の場合には、手続的にも、組合解散及び母体となる組合の規約の変更、こちらの手続を一気に進めるような形で手続が進められると思いますので、手続的にも簡素であるとか、期間も短期で手続が進められると考えたところでございます。

こちらの検討の結果ということで、1ページの下段に四角で囲っておりますが、3組合全てを解散する場合もしくは2組合のみ解散し1組合に吸収する場合、こちらを比較検討した結果、2組合を解散し1組合に吸収する場合のほうが事務手続が簡素であることに加えて、手続に要する期間が短期となります。このため、3組合としましては、統合の手法としまして、2組合を解散し1組合に吸収する場合という、この手法を用いることという考え方といたしました。

それを踏まえまして、2枚目を御覧いただきたいと思います。

こちらは、2番、新組合の名称となっておりますが、先ほど申しました手法のほう、2組合を解散し1組合に吸収するという手法を用いる場合ですと、どの組合を母体とするのかということになります。

ちょっと下に下がりますが、6行目に、稲広組合を母体とする理由ということで理由がありますが、こちらに合計四つの理由の記載がございます。

まず1番としまして、稲広組合は、3組合の中でも組織規模及び財政規模が最も大きいこと。

2番目といたしまして、稲広組合のほうは、名称を変える場合、消防車両ですとか消防本部の職員の方の防火衣など、活動に係る服などに名称のほうを明記しておりますので、新組合が新たな名称となった場合は、それに係る財政負担が大きく発生してしまいます。

また、3番といたしまして、稲広組合の現在の条例、規則、例規などが塵芥や衛生と比

べても多いことから、稲広組合のほうに塵芥、衛生の条例、規則等を加えるということで、事務のほうも、新たに組合をつくるよりは簡略化することができると思っています。

また、4番といたしまして、稲広組合の行政区域は、この後御説明もありますが、新たな行政課題として位置づけるごみ処理の広域化の行政区域と同一であることなどから、稲広組合を母体とし、そこに吸収される形での統合を行い、名称につきましても、稲敷地方広域市町村圏事務組合をそのまま使うことを基本とする考え方といたしました。

さらに、3番の新組合の主たる事務所ということでございます。新組合の主たる事務所は、先ほどの統合・複合化の母体となる稲広組合の現在の事務所を基本として検討を進めておりましたが、現在の稲広組合の事務所につきましては、施設の老朽化や事務スペース、会議室なども、現在は龍ヶ崎消防署を借りているという現状にございます。また、危機管理などの観点から、ここではなくて塵芥組合、こちらの衛生組合の隣にありますけれども、塵芥組合の事務所、こちらを主たる事務所としたいと考えたところでございます。

また、現在の稲広組合の本部に設置しております高機能消防指令センター、こちらが更新される際は、その移転先を検討することになります。その際には、新組合の事務所も併せて検討するということが想定されますので、この塵芥組合の事務所は、当面の間の暫定措置としての事務所と考えているところでございます。

以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明がありました。その手法につきましては、塵芥、衛生の2組合を解散して、稲広組合へ吸収される形での統合とし、名称につきましても、稲広組合の名称をそのまま使用する形が、事務手続やコスト面から考えても一番適当ではないかと考えたところです。

また、事務局の場所ですが、塵芥組合の施設が、事務スペースや会議室の確保、危機管理の面でも適当ではないかと考えております。

この件について、何か御意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 それでは、次に進みたいと思います。

協議事項の5です。ごみ処理の広域化についてです。

今回、環境部門、ごみ担当課の課長さんにも御出席をいただいておりますが、今後の稲敷・龍ヶ崎地域の行政課題として、ごみ処理の広域化をこの計画に記載しております。先日も、茨城県ごみ処理広域化計画の見直しに関する説明会があったところでございます。

本日は、茨城県の説明会の内容などに触れながら、稲敷・龍ヶ崎地方のごみ処理の現状について、御説明をしたいと思います。

○岡野総務課長補佐 それでは、資料の5、ごみ処理の広域化について説明をさせていただきますと思いますが、本日、初めて会議に来ていただいている方もいらっしゃるの、

まず、冊子のほうの32ページのほうをお願いしたいと思います。

3組合のほうで統合・複合化の協議を行っていますが、ごみ処理の広域化につきましては、組合のほうの統合に伴うスケールメリットの一つとして、こちらのごみ処理の広域化のほうを検討しているところであります。

ただ、一度に全部いきなりやるというわけではなくて、段階を踏んで、まず第一段階として、3組合の統合を、令和5年4月1日を目標に協議検討を進めているところであります。その後、第二段階としまして、ごみ処理の広域化、また斎場事務の複合化、そういったものの検討などを進めていきたいという考えでありますので、こちらのほうのごみ処理の広域化につきましては、令和5年4月1日にスタートするというわけではないので、こちらのほうを、まず御認識のほうをお願いしたいと思います。

それでは、資料のほうのまず最初になります。こちらのほうは、主に、9月2日に茨城県のほうで説明会が行われまして、そちらのほうからの資料を一部引用、また8月に県庁に伺いまして打合せを行っておりますので、そちらのほうについても、こちらのほうに追記をしているものであります。

1番の茨城県ごみ処理広域化計画の見直しということで、今年度、茨城県のほうで広域化の計画のほうの見直しを行っているところです。以前、平成10年4月に県のほうで計画を策定したところでありますが、こちらのほうは当時、平成10年度から平成19年度までの10年間と、ちょっと前の計画になっております。

ただ、この間、②の社会経済情勢の変化などもありまして、③のほうで、環境省のほうから、またこの広域化に関する考え方をまとめるような形の通知が出されておりました、その通知をより具体化したものが、令和2年6月に広域化・集約化に係る手引きというかたちのほうで、都道府県のほうにも示されております。

こういった背景で、今、全国都道府県のほうで、ごみ処理の広域化の計画の見直しが進んでいるところであります。茨城県のほうではこういった状況を踏まえて、(2)の目的にあるような形のほうで、今年度中に広域化の計画のほうは見直し、新しい計画の策定を今作業がされています。

一方、(3)にプラスチックに係る検討とありまして、こちら県も県のほうで検討がされていますが、新たな法律が令和3年6月に公布されております。こちらのほうが、プラスチックのほうのリサイクルという形のほうで方針が示されております。

リサイクルということで、資源化というところを国のほうは考えておりました、燃やしてサーマルリサイクルとか、そういうものではなく、資源化することが、国のほうの考えでありまして、こちらはまだ国のほうの検討状況ですが、新たなごみ処理場を建てるとなった場合には、こういったプラスチックの資源化をするのも条件の一つに入るとということも検討されているということでもあります。

次のページ、2ページをお願いいたします。

県のほうの計画のスケジュールですが、まず、県のほうでは、計画を令和4年2月、今年度の末に策定する予定です。下のほうの表にもありますが、赤い丸のところは策定を目標としている時期で、青い丸が、令和3年9月2日に、県のほうでまず第1回目の説明会、市町村と一部事務組合を対象に説明会が行われました。また、12月に第2回目の説明会を予定しているということですが、大体6か月間程度で、県のほうは、ごみ処理の広域化の計画のほうを策定する形のほうで作業をしているということです。

新しい計画ができた後なんですけれども、(5)計画の位置づけです。県のほうで広域化の計画を策定した後、市町村や一部事務組合には、そのとおりにするという強制力は特になくあります。

ただし、新しいごみ処理場を建設する際には、この県が作成した計画、こちらに基づいて広域化の検討をすることが条件となっておりまして、こういった検討がされていないと循環型社会形成推進交付金の交付が受けられない、こういったところの縛りがあるということでもあります。

次のページ、3ページをお願いいたします。

茨城県のほうの市町村図を上と下と二つに分けております。上が、以前、県のほうが策定した当時、平成10年度のときですが、そのときには35ブロックでごみ処理が行われていた状況であります。また当時は市町村合併などの前なので、85市町村があった状態です。この当時、県は20年後、平成30年度以降を目標としまして、県内のごみ処理を10ブロックというのが、当時定めたところでもあります。

下の図になりますが、現状としまして、令和3年4月になりますが、ごみ処理のほうのブロックは29ブロック、平成10年のときが35ブロックだったので若干減ってはいるわけですが、当時県が目標とした10ブロックまでは達していない状況であります。

こういったところで、まだ県のほうが広域化のほうの検討をされていますが、その中で特に市町村の枠が赤い線で囲ってあるところが、エネルギーの利活用という観点から、よりごみ処理の広域化・集約化が必要と考えているという状況であります。

計算式などはそのところに記載しておりますが、大体1日当たり100トン以上がその条件となっておりまして、それを下回るとエネルギーの利活用のほうがあまりされていないという形のほうで見られるという形であります。

次のページ、4ページをお願いいたします。

こちらは、また県のほうの広域化の計画の状況であります。2番としまして、稲敷・龍ヶ崎地方のごみ処理の広域化の検討としまして、(1)の最後のポチ、3組合統合・複合化の検討と併せて、統合・複合化のスケールメリットを生かして、今後の広域行政の課題としているごみ処理の広域化及び斎場事務の複合化について検討中という形で、(2)が、ごみ処理の現状として、地図や配置など、表などを記載しております。

この中で、下の表の右側、使用終了予定年度ですが、まず、龍ヶ崎、利根、河内のほう

でごみ処理を行っているクリーンプラザ・龍の焼却施設が、使用終了年度が令和13年度末、また、牛久市さんのクリーンセンターが令和15年度末、阿見町さんの霞クリーンセンターが令和14年度末と、ほぼ13、14、15と近い時期に更新時期を迎えるところであります。

また、最終処分場につきましても、クリーンプラザ・龍が令和16年度末、阿見町さんのさくらクリーンセンターが令和15年度中と、しかも15、16と近い時期に最終処分場の埋立てが完了する見込みとなっております。

なお、稲敷市さんと美浦村さんの江戸崎地方衛生土木組合のほうでは、現在新しいごみ処理のほうを建設中ということなので、そちらのほうは、また新設備のほうでごみ処理が運営されるかと思えます。

そういったところで、龍ヶ崎、利根、河内、牛久、阿見町のほうにおきましては、ごみ処理場、最終処分場のほうの使用終了予定年度のほうがほぼ同時期ということもありまして、また、県のほうの広域化の計画の見直しもありまして、この3組合の統合と併せて、こちら関係市町村での協議などもできればと考えています。

説明については以上となります。

○荒井委員長 ただいま説明がありましたが、ごみ処理の広域化につきましては、あくまでも3組合が統合した次の段階として位置づけているところがございます。

茨城県のほうでも、広域化計画の見直しを今年度中に実施するというところでございますので、今後、稲敷・龍ヶ崎地方のごみ処理につきましては、その現状を踏まえつつ、茨城県の計画とリンクをさせながら広域化を検討していくことになるのではないかと考えております。

この件に関して、何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 10年後の話、10年以降の話なので、人口要件なども、今も交付金の要件、5万人というラインがあるわけですけれども、そういったことも関係してきますので、その辺十分もう認識はされていると思いますが、この広域化については、構成市町村全部の、本当、大切な課題だと思っております。今後も引き続き御協議のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、協議事項の6、今後のスケジュールについてです。

今回頂きました事前質問の中にも、市町村議会への説明に関する部分があったのですが、そのあたりを含めた今年度の大まかなスケジュールについて、改めて説明をさせていただきます。

○風見参事兼総務課長 それでは、今後のスケジュールにつきまして御説明いたします。

資料6をお願いいたします。

まず、一番上の段になりますが、職員研修会ということで、こちらは各市町村さんのほ

うにも御連絡をさせていただいておりますが、動画配信という形で、この統合に関する内容の研修会というのを現在実施しているところです。9月15日の零時から10月16日の午前零時までの1か月間、動画の配信のほうを行っておりますので、まだ御覧になっていない方おられましたら、ぜひ御覧いただきたいと思います。

続きまして、2段目です。9月30日、本日の委員会についての記載でございます。

少し飛びまして、一番下に、10月11日に管理者等会議ということで、こちらは衛生組合のほうの管理者等会議になります。8市町村の首長さん方に御出席いただくものでございます。ここでの協議につきましては、本日の協議とほぼ変更がないようにはなるかと思えます。ここで、計画などについての説明をしていきたいと考えております。

それに向けまして、二つ戻りますが、10月5日には3組合の幹部会議ということで、管理者等会議の協議事項についての協議をしたいと考えているところでございます。

それでは、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

管理者等会議の終了後、各組合それぞれ、3組合の議会議長に向けまして、こちらの新組合の設置計画の素案についての中間報告ということで、各組合において議長へそれぞれ説明に伺います。

その後、10月の中旬から11月にかけて、3組合での議会全員協議会が開催されまして、その中でも各組合議員へ向けて、新組合設置計画素案についての中間報告ということでの説明を予定しております。

続きまして、11月2日火曜日です。こちらは、3組合経営検討委員会、第4回目になります。今回の次の委員会ということで、11月2日を予定しております。議題といたしましては、今のところ予定といたしましては、この設置計画案についてということになっております。こちら場所のほうなんです、今回は塵芥組合さんで実施したいと考えておりますので、改めてこの文書のほうは発送いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に網かけで記載をしております、12月ということで、構成市町村議会への説明ということで、10月の中旬から3組合の議会への説明を行います。その後、同じ内容で、構成市町村議会のほうへの説明も行いたいと考えております。

こちらにつきましては、「全員協議会等」という形で書いてありますが、説明会のような形でもいいのかなという感じではおります。こちらのほうは、日程のほうを、12月ですと議会前の全員協議会ということになるのかなと思いますので、今の段階から日程のほうを調整していただければと考えております。

年明けまして、令和4年1月27日、こちらは衛生組合のほうの管理者等会議が開催されます。こちらの会議の中で、新組合の設置計画につきまして、最終決定を管理者等会議の中でしていただきたいというふうに考えているところでございます。

ここで最終決定された場合、その計画につきましては、2月に、こちらの3組合それぞれの全員協議会がございますので、そちらの中での説明、また、こちらは網かけで書いて

おりますが、3月にはやはり構成市町村議会への説明ということで、同じ内容での説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明がありましたが、構成市町村議会への説明について、まずは12月に実施できればと考えております。あくまでも組合側の予定であります。前々回の委員会の際に、全協の開催については、手続や調整が必要というお話がございました。そういったことから、現時点から12月に向けた調整等を行っていただければなと思っております。

また、全協という形にこだわらなくても、例えば特定の会派等への説明会というような形式でもいいのかなと思っております。各市町村におかれましては、議会事務局との調整につきまして、引き続きよろしくお願い申し上げます。

このスケジュールにつきまして、何か御不明な点ございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 先ほどの分担金の話につきましては、11月2日、次回の3組合経営検討委員会の中ではっきりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の協議事項、全て終了したところです。

その他の案件で、何かその他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 なければ、以上で、本日の会議を終了とさせていただきます。

御苦労さまです。

午後4時24分閉会